

令和6年 第12回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月26日 午後2時55分から午後4時45分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

3 番

2 番

1 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

14 番

船

松

新

伊

植

石

野

江

熊

倉

増

眞

山

増

川

島

井

丹

竹

川

森

谷

持

田

中

中

山

増

由

政

智

一

敦

隆

昭

隆

一

勝

勝

勝

勝

勝

孝

雄

子

栄

寿

広

博

夫

夫

夫

司

夫

栄

一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸

富

梅

石

小

小

山

山

山

関

池

川

洋

悦

友

昭

昭

昭

之

雄

行

功

三

肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久

主幹 加藤照樹

主任 松本真由美

主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和6年第12回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

本日、次第5その他の説明員として、農業振興課の担当も同席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和6年第10回9月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和6年第10回9月の訂正箇所を説明する)

◆会長

何かご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和6年第10回9月の議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、10番の倉持委員、11番の増田委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 千塚字太子〇〇外2筆、登記地目は田及び畑、現況地目は田、合計面積2,406㎡、借受人 千塚〇〇 〇〇〇〇、貸出人 千塚〇〇 〇〇〇〇、10年間の賃借権設定となります。

本案件は、借受人が以前から借りていた農地を水稻の苗床を置くビニールハウスを設置するために使用したいと貸出人に相談したところ、承諾してもらえたため、旧基盤法の貸借を解約し、改めて3条による賃借権設定の申請をするものです。賃料は、年額で〇〇円となっております。

貸出理由は経営規模縮小、借受理由は経営規模拡大としてあります。

借受人の耕作面積は242,671.15㎡、家族数4人、耕作者数3人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件につきまして、11月20日に〇〇委員とともに、借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんにお会いし、現地を確認いたしました。

〇〇さんは、畑で野菜を作っておりますが、申請地の田は、以前から〇〇さんが水稻を耕作しておりました。申請地の前には、〇〇さんの水稻用ビニールハウス、間口7.2m、奥行き30mが2棟建っております、そこではコシヒカリ、ゆうだい21、彩のきずなの苗床として利用しておりますが、規模拡大により手狭になり、新たに水稻用ビニールハウス、間口7.2m、奥行き70mを増設したいとのことです。

〇〇さんは地域の担い手で、現在約30町耕作しており、将来的には40から50町ぐらいまで規模を大きくしたいそうです。現在、〇〇さんは、奥さんと息子さんと雇用している方3人の計6人で従事しており、田植機、トラクター、コンバイン等の農機具も揃っております。

申請地は、水稻用ビニールハウスとして利用するための申請であり、この案件につい

て問題はないかと思えます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1 番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1 番の案件は承認されました。

続いて、2 番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料 1、番号 2 についてご説明申し上げます。

場所については、資料 2 のNo.2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 下吉羽字屋敷添〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積390㎡、譲受人 下吉羽〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 下吉羽〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が所有している農地について、高齢のため財産整理を行うにあたり、申請地を以前から借り受け耕作していた譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請です。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積は34,520.65㎡、家族数 2 名、耕作者数 2 名。

権利を取得しようとする者が農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思えます。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件について、11月17日、譲受人の〇〇〇〇さんに話を伺い、現地も案内していただきました。譲渡人の〇〇〇〇さんは体調が悪いということで、代理人であるご主人に話を伺いました。

申請地は、以前から〇〇さんに耕作をお願いしておりましたが、高齢になり維持管理が難しいため譲渡の相談をしたそうです。〇〇さんは、自作地33反ほど、借入地 1 反

ほども妻と2人で作付しており、農機具も全て揃っております。長年農業を営んできており、申請地については、何年も耕作してきた土地なので譲り受けることにしたとのことです。

特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

続いて、3番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料1、番号3についてご説明申し上げます。

場所については、資料2のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 惣新田字東川〇〇外1筆、登記地目は田及び畑、現況地目は田、合計面積2,831㎡、譲受人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が相続にて取得した農地について、維持管理が困難になったことから、隣地の農地を所有している譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請です。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積18,453㎡、家族数7人、耕作者数2人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件につきましては、11月17日、譲渡人の〇〇〇〇さん宅にお伺いしまして、現地確認と聞き取りをしました。現地は、〇〇さんの土地が隣接しておりまして、公図

上では〇〇と〇〇の間には道路もなく耕作することができなかったので、10年ほど前に、〇〇と〇〇の農地を区画変更して、それぞれが道路と水路に面するよう区画を変更して耕作してまいりました。昨年、父親が亡くなり、自分も高齢であることから、農業経営の採算性を考え、〇〇さんに相談したところ、譲渡について同意したとのことでした。保有する農機具は、管理用に使用するトラクターが2台です。農作業も高齢になったということでできなくなり、近隣の方をお願いしているそうです。

次に、譲受人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。〇〇〇〇さんは高齢であることから、長男の〇〇さんにお話を伺いました。隣接した農地であり、今後、大型機械の導入を考えており、土地の集約等を考慮しまして、譲り受けに同意したそうです。農機具については、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機等がありまして、耕作は可能かと思われます。

以上、問題はないかと思えます。

皆様のご審議をお願いします。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 千塚字香取〇〇外1筆、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積391㎡、譲受人 久喜市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的、自己用住宅及び道路後退用地、農地区分は10ha未満の広がりの農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

申請地について建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であ

り、住宅の建築が可能であり、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料3のNo.4の土地利用計画図をご覧ください。

土地利用としましては、住宅敷地のほかに道路後退用地が発生しております。排水は、敷地西側の既存の側溝に接続する計画となっております。

必要書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

11月22日に現地を確認し、譲受人と譲渡人に電話でお話を伺いました。

譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、当該農地は管理のみしており、今後はそれも難しいということで、売却したい旨を以前から話していたそうです。

譲受人の〇〇さんにつきまして、久喜市にご実家があり、そこから15分圏内で住宅を建てられるところを探しており、今回申請地を購入することになったそうです。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、5番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、番号5についてご説明申し上げます。

場所については、資料2のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 上高野字慶作前〇〇、地目は、登記・現況地目ともに田、面積863㎡、譲受人 大阪府大阪市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 南二丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、農地区分は10ha未満の広がりの農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

本申請は、49.5Kwの太陽光発電設備を設置するもので、固定価格買取制度ではない非FITであり、発電全量を関係企業へ売電する計画です。

資料3のNo.5の裏面の土地利用計画図をご覧ください。

本申請地は隣地に農地があるため、隣接地との間隔を空けてフェンスで周囲を囲い、雨水は敷地内浸透の計画となっております。

また、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの対象であり、環境課に確認したところ、協議済とのことでした。

必要書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えております。以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

それでは、この件に関してご報告させていただきます。

まず、11月15日に現地の確認並びに譲渡人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、母親が昨年9月に亡くなり、農地を相続したそうです。

なお、この農地につきましては、相続以前から現在も休耕中ということです。

今後においても、農地として使用することは困難ということで、売り渡すことになったと伺っております。

また、今回、譲受人の（株）〇〇につきましては、幸手市内にも実績のある太陽光発電を主たる事業の一つとしている会社であり、（株）〇〇の子会社ということで、太陽光発電設備を設置するための敷地として転用することで、問題はないと思われます。

なお、この農地転用により、周囲に与える影響はないと思われます。

以上、報告とさせていただきます。

◆会長

ありがとうございました。

5番の案件について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

5番の案件は承認されました。

続いて、6番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料 1、番号 6 についてご説明申し上げます。

場所については、資料 2 の No. 6 をご覧ください。

番号 6、土地の所在 下吉羽字屋敷添〇〇外 1 筆、登記地目は畑、現況地目は田、合計面積 1,682㎡、譲受人 さいたま市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 下吉羽〇〇 〇〇〇〇、転用目的 分譲住宅 (4 棟) 及びごみ集積所、道路後退用地、農地区分は 10ha 未満の広がりの農地ということで第 2 種農地となります。

所有権移転となります。

申請地について建築指導課に確認したところ、都市計画法第 34 条第 11 号区域であり、住宅の建築が可能であり、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料 3 の No. 6 の土地利用計画図をご覧ください。

今回の申請地につきまして、4 棟中 2 棟については、路地上敷地から市道に接続することになっています。また、東側には、道路後退用地が発生します。排水は、西側の既存の側溝に接続する計画となっております。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

現場確認した状況は、中川に接しておりまして、申請地につきましては、資料のとおりでございますが、問題はないということを確認いたしました。

皆様のご審議をお願いします。

◆会長

ありがとうございました。

6 番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

図面で東側に砂利敷というところがありますが、道路を 2 m にするためにやられたと思うのですが、管理は市でやっていくのですか。

◆事務局

こちらに関しましては、都市計画法の 29 条の開発許可により舗装まではしなくていいけれども砂利を敷いてくださいと道路管理者からの指示があり、計画したということです。砂利道の管理は道路河川課でやっていくという形になります。

以上でございます。

◆会長

ほかに質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、6 番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

6 番の案件は承認されました。

議案第 2 号は終了します。

続いて、議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の借受人の方は 22 名となっており、幸手地区では 8 名の方が借受人となっております。

お名前を読み上げさせていただきます。

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇(株)(代)
〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上 8 名でございます。

行幸地区では 12 名の方が借受人となっております。

お名前を読み上げさせていただきます。

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上 12 名でございます。

権現堂地区では 1 名の方が借受人であり、〇〇〇〇、以上でございます。

吉田地区も 1 名の方が借受人であり、〇〇〇〇、以上でございます。

いずれの方も、耕作することに問題はないと思われます。

事務局からの説明は以上となります。

◆会長

それでは、1 番から 43 番につきましては、幸手地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

それでは、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、1 番から 10 番の本人含む貸付人 10 人から、権利設定面積 24,208㎡を〇〇〇〇さんが借り受けるというものでございます。そこで、借受人の〇〇さんにお話をお伺いしましたところ、以前から耕作しているところであり、これからも引き続き耕作したいとのことですので、問題はないと思われます。

次に、11番から14番までの貸付人4人から、権利設定面積2,851㎡を〇〇〇〇さんが借り受けるというものでございます。そこで、借受人の〇〇さんにお話をお伺いしましたところ、以前から耕作しているところであり、これからも引き続き耕作したいとのことですので、問題はないと思われます。

続いて、15番、〇〇〇〇さん本人が耕作しているところで、今後も耕作していくとのことですので、問題はないと思われます。

続いて、16番の貸付人から権利面積3,786㎡を〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。そこで、借受人の〇〇さんに話をお伺いしましたところ、こちらも以前から耕作しているところであり、これからも引き続き耕作したいとのことですので、問題はないと思われます。

続いて、17番から18番までの貸付人2人から、権利設定面積7,179㎡を〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。そこで、借受人の〇〇さんにお話を伺いましたところ、以前から耕作しているところであり、これからも引き続き耕作したいとのことですので、問題はないと思われます。

続いて、19番、〇〇〇〇さん本人が耕作しているところで、今後も耕作していくことで、問題はないと思われます。

続いて、20番から42番までの貸付人23人から、権利設定面積48,147㎡を〇〇（株）が借り受けるというものでございます。〇〇（株）は、地域農業の担い手として水稻栽培をしたいとのこと。水管理が難しい場合にはヤングコーンなどの栽培も検討していると聞いております。また、将来に向けて作業場の確保も検討しているとのことですので、先々のコストについても問題はないと思われます。

続いて、43番、〇〇〇〇さん本人が耕作しているところで、今後も耕作していくとのことですので、問題はないと思われます。

以上でございます。

◆会長

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。

◆委員

貸付人と借受人が同一の場合、どんなメリットがあるのですか。

◆事務局

（メリットについて説明をする）

◆委員

デメリットはないですか。

◆事務局

(デメリットについて説明をする)

◆会長

ほかに質問等ございますか。

◆委員

手数料を取る県があると聞いたのですけれどもどうですか。

◆事務局

一応法律上、中間管理機構では手数料を取ることはできるようです。

ただ、埼玉県に関しては、現在、手数料を取るということは行っておりません。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかに質問等ございますか。

(なしの声あり)

次に移ります。

44番から102番につきましては、行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見をお伺いしたいと思います。

この案件の中に〇〇委員に関する案件がありますので、一時退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員退席)

◆担当委員

それでは、意見を述べさせていただきたいと思います。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は974㎡、今後の計画につきましては現状維持とのことです。農業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は6,748.01㎡、農業従事者は本人のご家族、後継者は息子さんがいるそうです。今後の予定としましては、後継者の息子さんが行っていくそうです。農作業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は766㎡、農業従事者はご家族の方、手伝いの方がいるそうです。農業後継者は息子さんがいるそうです。今後の計画予定としましては、現状維持ということで続けられるそうです。農作業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は974㎡、農業従事者はご家族の方、親戚の方がいるそうです。農業後継者は息子さんがいるそうです。今後の計画

予定としましては、現状維持ということで続けられるそうです。農作業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は7,363㎡、農業従事者は本人とご家族の方、農業後継者はいませんとのこと。今後の計画予定としましては、現状維持で続けられるそうです。農作業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。久喜市在住の方です。借受面積は3,539㎡、農業従事者は本人、家族、農繁期には1人雇用するそうです。農業後継者は息子さんがいるそうです。今後の計画予定については現状維持ですが、10町程度を考えて進めていくそうです。農業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は10,021㎡、農業従事者は本人とご家族の方がいるそうです。農業後継者はいませんとのこと。今後の計画予定としましては、現状維持とのこと。農業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積4,619㎡、農業従事者は本人、ご家族、農業後継者は息子さんがいるそうです。今後の計画予定は現状維持ということです。農業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は7,368㎡、農業従事者は本人の家族、農業後継者はいませんとのこと。今後の計画予定としましては、現状維持で進めたいとのことでした。農作業の実績があることから、借受人として問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。千塚在住の方です。借受面積は3,457㎡、農業従事者は本人のご家族、農業後継者はいませんとのこと。今後の予定としましては、現状維持のまま、やれるところまでやりたいとのことでした。農作業の実績があることから、問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、新規です。幸手在住の方です。借受面積は991㎡、農業従事者はご家族、手伝いの方がいるそうです。農業後継者はいませんとのこと。今後の計画としましては、現状維持のままやりたいとのこと。農業の実績があることから、問題はないと判断します。

〇〇〇〇さん、利用権からの切替えということで、〇〇(有)を運営しております。借受面積は5月時点では140,022.15㎡、主に行幸地区の千塚、円藤内、松石、高須賀、幸手地区の幸手、下川崎の農家の方から借り受けているそうです。農業従事者につきましては、本人のご家族、従業員の方が何人かおられるそうです。農業後継者は息子さんがいます。今後の計画としましては、現状を維持しつつ、将来的には規模拡大したいと

のことです。行幸地区で長年にわたり多数の農家の方々から信頼と農業の実績があることから、問題はないと判断します。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、〇〇委員にお戻りいただきたいと存じます。

(〇〇委員復席)

次に移ります。

103番、権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

〇〇〇〇さんの奥さんに話を伺いました。〇〇さんの耕作については約5反で、今回の申請と同じだそうです。使用貸借権によるものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

次に移ります。

104番については、吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

104番、借受人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。今回は、権利設定は合計で9,687㎡、新規で期間は10年、権利は賃借権となっております。借受人は、機械等揃っていますので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第３号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見については、意見なしということによろしいですか。

（異議なしの声あり）

議案第３号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第１号の説明を事務局お願いします。

◆事務局

報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出についてでございます。

（市街化区域の農地転用４条の届出１件を報告する）

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第第５号その他に移らせていただきます。

農業振興課担当から配付資料の説明をお願いします。

◆農業振興課担当

（上吉羽地区水田農業プロジェクトの結果報告及び千塚・中川崎地区機構集積協力金推進事業の結果報告について、説明をする）

◆局長

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

（会長代理挨拶をする）

閉会 午後４時４５分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年2月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 倉 持 昭 夫

署名委員 増 田 隆 司